

# ア ス ク

*Advise and Support Care services*

介護サービス相談サポートセンター  
福祉サービス第三者評価機関  
地域密着型サービス外部評価機関

アスクニュースレター No. 67

2018年2月27日

発行 特定非営利活動法人アスク  
発行人 佐藤由紀子

〒325-0074 栃木県那須塩原市松浦町118-189

TEL/FAX : 0287-62-4310

E-mail : npo.asc@nasuinfo.or.jp

web : <http://asc.nas.ne.jp/>

## 評価調査者からのメッセージ

### ケアマネジャー雑感

小田戸 豊行（おだと あつゆき）

多職種で利用者の生活を支援していく。地域包括ケアシステム、地域ケア会議、多職種連携会議など多くの関係者の力を集約して地域の利用者支援を行うべく、制度改革や新事業が今日動いています。私もケアマネジャーとしてそれらの制度や事業を活用しながら利用者支援を行っているところです。

最近、勤務中課題を抱えた利用者支援の方法などを自席で考えている時、「地域のいろいろな方の力を借りて支援する必要のあるケースが増えてきたな～」と思うことがあります。上記のような各種事業や制度改革は国や県、学者など見識の高い方々が設計したものでしょう。数年前までは、「そういう制度になるんだな。そんな事業が今度できるんだ。」などと、どこか他人事のような感じすらありましたが、いつの間にか、そういった事業等を活用しないと、自分が担当する利用者の生活の支援が成り立たなくなる場合が出てきています。

直近で、多職種の力の必要性を痛感させられた事例があったので、参考までに紹介します。夫、脳梗塞片麻痺、要介護3。妻、統合失調症。長女、知的障害。次女、結婚し独立。長男、蒸発中。夫と妻、長女の三人暮らしを、夫はケアマネジャー、デイケア、ヘルパー、地域包括支援センター、妻と長女は障害者支援センター専門員、精神病院のDr、PSW（精神保健福祉士）、あすてらす、訪問看護、県の保健師、市の保健師、が関わりながら支援していました。時折、関係者が集まりこの家族の将来について検討していましたが、絶妙なバランスで三人暮らしが成立し、誰かが欠けたら一気に崩れるか、などとの話はありましたが、現状維持ということで打ち合わせていました。しかし、夫から妻への身体的虐待が始まり、バランスが崩れ初め、その後娘の精神状態の急激な悪化、更には妻からの夫への深刻な身体的暴力が発生し、緊急で関係者が何度も連携し、何とか解決が図れました。正直、それぞれの担当者が単体で対応しては解決は難しかった事例です。大きな問題が起きる前から、10人以上の関係者が定期的に連携し、積極的な介入が必要になった時、関係者がそれぞれの立場でできることのほぼ全てを尽くし、やっとやっと解決したケースでした。

在宅で支援していく利用者全員が多職種での支援が常に必要ではありません。しかし、地域の方々や関係者に支援を受けることは、全ての利用者の生活の質の向上を図れたり、日々の笑顔を増やしたり、安心した生活を送る一助となることは間違いないと思います。更には、地域や多職種が関わっていくことで、解決できなかった課題を解決できたり、悲惨な事態に陥る前に支援をすることができると思います。「国や偉い方々が作った制度や事業などは、ほんとに現場に役に立つのかな～。現場と机上では違うんだよな～」などと、穿った見方を時折していた私が、気がつくとしっかり、制度や事業に乗っかっていることに最近気づき、だれが考えたものかわからないものでも、良いものは良いんだな、と考えさせられ、今日の支援に当たっている次第です。（介護支援専門員、社会福祉士）

## 福祉サービス第三者評価の意義

佐藤由紀子

1月19日に、とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構が主催する「福祉サービス第三者評価事業推進シンポジウム」が開催されました。栃木県では、2005年に第三者評価事業が始まりましたが、年間の総受審数は30件程度で、進捗状況ははかばかしくありません。受審事業者への補助金制度や独自のサービス推進費と受審がリンクしている東京都を除くと、どの道府県も同じような状況です。

受審率が低迷している原因は、①第三者評価の意義がわからない、②受審した場合のメリットがあるのかどうかかわからない、③評価の手法やスケジュールが煩雑そう、④受審費用がかかる、⑤評価機関や評価者への信頼度が低い等、事業者に対する第三者評価の意義の浸透度が低いことが挙げられます。

そこで今回のシンポジウムでは、主に事業者を対象として、前半は東洋大学教授高山直樹さんによる「第三者評価を活かすために」と題した講義があり、後半は「福祉サービスの質の向上に向けて～第三者評価の効果的な活用方法～」がテーマのパネルディスカッションが行われました。パネリストとして障害者支援施設マ・メゾン光星施設長西部雅昭さんが評価を受審した事業所として、アスク理事長佐藤由紀子が評価機関として、それぞれの立場から第三者評価の意義や取り組み方、評価手法を話しました。

高山さんのお話は、評価者として我が身を振り返る機会を与えてくれた示唆に富む内容でしたので、私見をまじえながら概要を報告します。

### 高山直樹さんのプロフィール

東洋大学社会学部社会福祉学科教授、社会福祉士。横浜市障害者自立支援協議会会長、東京都文京区障害者地域自立支援協議会会長、神奈川県障害者差別解消支援地域協議会副会長。元横浜市福祉サービス第三者評価委員会副委員長兼障害分科会会長、津久井やまゆり園意思決定支援専門アドバイザー。権利擁護システムと障害者の地域生活支援、ソーシャルワークを専門領域としています。

『「当事者主権」を常に意識しその人の表現や行動の見えない部分を想像力を働かせて考えてくれる人、それは専門家ではなくいつもその人の身近にいる市民です！』がモットーの当法人前理事長。

以上は、高山さんが理事をしている特定非営利活動法人湘南ふくしネットワークオンブズマンの機関紙からの転載しましたが、このほかに「高山塾」として、知的障害者施設職員の研修を実施し、茅ヶ崎市との協働により、成年後見支援センターを立ち上げ、市民による権利擁護システム構築の実証的研究を重ねています。

湘南ふくしネットワークオンブズマンは、訓練

を受けたメンバーが福祉施設を定期的に訪問し、利用者から話を聞き、利用者の側に立って施設と話し合ったり、意見を述べたり、改善を働きかけたりする活動をしています。

筆者は障害者施設の苦情解決第三者委員を15年以上続けていますが、施設からはオンブズマン的な働きをしてほしいと言われており、今回、高山さんのお話を聞くことが出来て、あらためて身の引き締まる思いがしています。

### 津久井やまゆり園の事件の意味するもの

2016年7月26日午前2時頃、神奈川県指定管理施設である障害者支援施設「津久井やまゆり園」（相模原市）において、日本中を震撼させる事件が起きました。同園の元職員が施設のガラスを割って侵入し、施設の利用者を刺し、男女19人が死亡、職員を含む27人が負傷しました。

この事件では犯人が、「重度障害者は生きていくのは不幸だ」「意思疎通の出来ない人を選んで刃物で刺した」「抹殺することが本人にとっても家族にとっても社会にとっても救済になる」と犯行動機を語っていることが知られています。ネット等では犯行や犯行動機に共鳴する言葉や犯人を

英雄視する言質もみられます。一人の異常人物による変質的な犯行と他人事にすることができない、日本社会に根深く残る「優生思想」や我々の中にある内なる差別意識をあぶり出した事件とも考えることができます。

また、被害者が終始「匿名」で報じられていることが問題になっています。家族からの申し出や警察当局の“忖度”による扱いですが、被害者が「一人の人として捉えられていない」現実を示しています。事件の約1ヶ月後、岩手県岩泉町の水害でグループホームの利用者9名が死亡した際には、すぐに全員の氏名が公表されていることと対照的です。このことも、社会にある障害者に対する差別意識の現れであることを示しています。

現在、津久井やまゆり園は施設の建て替え、あるいは移転等の検討を行っており、利用者は横浜市内の施設等に身を寄せています。今後、それぞれの利用者は、建て替え後の施設に戻るのか、ほかの施設やグループホームなどに移るのか、家庭に戻るのか、決めなければなりません。高山さんは津久井やまゆり園意思決定支援専門アドバイザーという立場から、それぞれの利用者の思いを聞き取り、「どこで、誰と、どのように住みたいか」を決めることの支援していますが、これがなかなか難しいと語っています。

意思決定が困難な原因の一つには、利用者が、長い人になると子どもの頃から何十年と施設で暮らしており、保護され十分な世話はされてはいても、いろいろな場面で自分の意思で物事を決めるという経験が乏しいことがあります。筆者が評価で関わった施設の職員も、「施設で暮らす利用者には様々な経験が乏しく、何かを選べといわれても選択肢も少なく、選ぶ場面も少ない。利用者がいろいろな経験が出来る生活にしていきたい」と話していました。

### 内なる差別意識

最近、旧優生保護法（1948～96年）下で、知的障害を理由に強制不妊手術を受けた宮城県在住の60代の女性が損害賠償を求めて国を提訴しました。戦後長く残った「優生保護法」によって、障害者が本人の同意もなく、また強制的に不妊手術を受けさせられ、人間としての自由と尊厳を奪

われたと訴えたのです。優生保護法が1996年まで存在したことも、日本社会の優生思想や差別意識がなくなる要因と言えましょう。

神奈川県の施設・病院では、津久井やまゆり園の事件に加えて2件の重大事件が起こっています。2014年11月から12月にかけて川崎市の有料老人ホーム「Sアミーユ川崎幸町」で、相次いで入居者3人が転落死し、初動捜査では変死として処理されたものの殺人事件が疑われました。犯人として元職員が逮捕され、裁判が始まりましたが、被疑者は犯行を否認しています。

また、2016年9月に大口病院で、88歳の患者が点滴に界面活性剤が混入され中毒死した事件が起こり、その後の捜査で同室に入院していた患者も同じように死亡していたことがわかりました。また、当時2ヶ月間で40人という異常な数の患者が死亡したという事実が発覚しています。病院内部の関係者による犯行との見方がありますが、未だに逮捕に至っていません。

全国的に見ても障害者施設や高齢者施設、精神病院等で利用者への虐待が表面化していますが、明るみに出たのは氷山の一角とも言われています。高山さんは講義の中で、『私の中に、私の組織に、内なる差別はないのか？』『利用者、患者を対等の人間として捉えているのか？』『「効率・生産」に重きを置き、「共生」を後回しにしているか？』を問うてみなければならない、と言っています。

### わが国の福祉構造の問題

わが国の福祉構造の問題点として高山さんは以下の4つを挙げています。

- ①サービスメニューの数は世界一であるが、メニューに利用者を当てはめる福祉になっている。
  - ②形式的な見なし契約で、本人不在、本人の意思とは関係なく利用契約が成立している。
  - ③〇〇福祉法に、権利性はなく、各事業ごとの運営に関する基準(最低基準)に具体的なサービスが規定されているのみである。
  - ④関係者の複雑な利害が錯綜する場所：利用者、家族、行政、職員、住民、法人～「中心に利用者本人がいる」という発想に乏しい。
- 湘南ふくしネットワークオンブズマンでは20

施設と契約を結び、毎月、2人一組で施設を訪問し、利用者の話を聞き、利用者を代弁して施設と話し合う活動をしています。利用者からは以下のような声が出てきており、傾聴を続けるうちに、

利用者が「何でも言って良いんだ」と思うようになり、やがて福祉制度や福祉のあり方に対する意見も出てくるようになる、ということです。

**高齢者・障害者施設における利用者の声**  
(NPO法人湘南ふくしネットワークオンブズマン)

積極的権利擁護	消極的権利擁護
<ul style="list-style-type: none"> <li>*家に帰りたい、家族と暮らしたい、孫に会いたい</li> <li>*墓参りや親戚のところに行きたい</li> <li>*生まれたところに行きたい</li> <li>*自由に外出したい、旅行、教会に行きたい</li> <li>*話を聞いてもらいたい</li> <li>*〇〇軒に行きたい、居酒屋に行きたい</li> <li>*ボランティアをしたい、人の役に立ちたい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*職員が何でも決めないでほしい</li> <li>*家族の言うことを優先しないでほしい</li> <li>*予算やお金がないからと言わないでほしい</li> <li>*わがままと決めつけしないでほしい</li> <li>*価値ある人として認めてほしい</li> <li>*こども扱いしないでほしい</li> <li>*もう1回お風呂に入りたい (最低基準では週2回のところを)</li> </ul>

上記の利用者の声のうち、消極的権利擁護に属する声はいわゆる「苦情」に分類され、たとえ解決しても『ゼロ』に戻すだけです。一方、積極的権利擁護に属する声は、利用者のその人らしい生活を実現するために必要な内容で、そのためには地域資源や社会資源を開拓し、工夫・調整・活用することが必要です。サービスの質を高めるためにはこの積極的権利擁護のための声をいかに聴取するかということです。その役割を果たすのが、苦情解決の仕組みであり、利用者自治会、家族会、オンブズマン、介護相談員、傾聴ボランティアなどです。実習生や学生の日、卒園生の声も大切に、第三者的な目を活用する複眼的視点が有効に働いている保育園の例があります。

**シカタガナイ（仕方がない）**

利用者本位の運営をしなければならないとわかっているにもかかわらず、①マンパワーがないから、②社会資源が足りないから、③認知症や障害が重いから、④予算が決まっているから、⑤法律や制度で決まっているから、「シカタガナイ」「ソウハイッテモネ」とエクスキューズをして、工夫や改善が進まない事業運営がしばしばみられます。これでは、①職員が集まらない、②利用者の力を奪う、③職員の喜びを奪う、④組織改革を奪う、⑤仕事が管理業務的になってしまう結果になり、その果てに虐待が生まれるのです。施設内虐待は職員個人の

パーソナリティのみによるものではなく、マネージメントの問題でもあるのです。

そこで必要になるのが第三者評価の導入です。

**福祉サービス第三者評価**

**1. 福祉サービス第三者評価の意味**

福祉サービス第三者評価とは、サービスの質を第三者が一定の基準に照らして専門的、客観的に評価し、情報を公開する制度で、質の向上と利用者が施設を選択しやすくすることがねらいです。2004年に厚生労働省が出した新指針で、福祉サービス共通の基準が統一されました。都道府県が推進組織を設置して、国の基準を参考にそれぞれが評価基準を策定し、NPOや株式会社などの第三者評価機関と評価調査者を認証します。事業者の評価は、評価機関から派遣された評価調査者が行い、評価結果は推進組織のホームページで公開されます。社会的養護関係施設（児童養護施設や乳児院等）を除き、評価の受審は任意です。

定期的に行政の指導監査を受けているからいいのではないかと、という事業者の考えもあります。しかし、行政監査は、法令が定める最低基準を満たしているか否かについて、所轄の行政庁が確認するものであり、第三者評価は現状の福祉サービスをより良いものに誘導する、つまり福祉サービスの質の向上を意図しているという点で根本的に異なります。

## 2. 第三者評価の効果

事業運営が管理的になると、福祉はヒューマンサービスでありながら、予算のための予算、記録のための記録、計画のための計画、行事のための行事、監査のための書類づくりに走りがちで、経験主義が幅をきかせ、利用者の生活を豊かにするための工夫をしなくなります。職員と利用者間に上下関係や従属関係が生じ、職員の側では、職員間の連携がとりにくく、疲労の蓄積や『燃え尽き症候群』が生じます。弱い立場の利用者には『あきらめや依存』が生まれます。

利用者の声や希望をもとにした事業運営が進むと、職員と利用者には対等な関係が生まれ、利用者の思いや希望を引き出す支援がうまくいくと利用者のエンパワーメントが図られ、職員にとって働きがいのある職場になります。また、事業所改革の動きとともに地域に問題を投げかけ、社会にフィードバックすることによって、ノーマライゼーションが進み、民主主義が発展し、社会変革が起こります。

この事業所改革をするために第三者評価が効果的に働きます。

### 【対内的効果】

- \* 自らが提供するサービスの質について、改善すべき点が明確になる。
- \* サービスの質の向上に向けた取り組みの具体的な目標設定が可能になる。
- \* 第三者評価を受ける過程で、職員の気づき、改善意欲の醸成、諸課題の共有化が図られる。

### 【対外的効果】

- \* 第三者評価を受けることにより、利用者等からの信頼の獲得と向上が図られる。
- \* 事業者のサービスの質の向上に向けた積極的な取り組み姿勢を社会に対して表明できる。
- \* 事業所のサービスに関して、説明責任（アカウンタビリティ）を果たすことができる。

## 3. 今、福祉サービスに求められているもの

- ①地域包括ケアが打ち出され、医療モデルから生活モデル、社会モデルの支援が求められている。
- ②ミクロレベルでは、全人的な包括ケアが、メゾレベルでは多職種連携、協働が、マクロレベルでは、ソーシャルアクション、社会貢献が求められている。
- ③複雑な問題に対応するため、支援者に対するソ

ーシャルワークの価値や倫理の共有や研修、キャリア支援、メンタルヘルス支援など支援者の質を向上させる取り組みが必要不可欠である。

- ④これらの支援の質の担保やさらなる質の向上のためには、スーパービジョンやコンサルテーションが重要な位置を占める。
- ⑤社会福祉法人は、内部留保を社会貢献活動に使うことが求められている。

このように、複雑かつ高度化した福祉サービスへの期待に応えるために、事業所は第三者評価をコンサルテーションの一つと捉え、マネジメントの中にしっかり位置づける必要があります。

## 4. コンサルティングが成立する要素

- \* コンサルティングを受ける組織が自らの組織の問題や課題を主体的に解決していきたいという意識が前提。
- \* 自らの組織の問題点に気づいており、組織や自らの資質等の「強味」「弱み」等を把握していること。
- \* その把握のためには、客観的な指標が必要であり、福祉サービス第三者評価事業を活用することが考えられる。

## 5. コンサルタント（評価調査者）の位置づけ

- \* コンサルタントは、コンサルティ（コンサルティングを受ける側）と異なる専門性や能力を持つ・・・一人の人間として市民の視点も一種の専門性と考えることができる。
- \* コンサルタントは、助言、教育、支援を行うことは出来るが、組織内での権限は付与されていない。
- \* コンサルタントの助言等をどのように取り入れていくかは、組織側に任されている。
- \* コンサルタントを活かす主体は、組織側にあるということで、コンサルタントとコンサルティの関係は、上下関係ではなく、また権威にも左右されない、専門職同士としての対等な関係にあること。

最後に高山さんは、主な聴衆である事業者に向かって、『みなさんは、かけがえのない利用者の尊厳、生命、生活を護っていく要です。第三者評価を活用し、「シカタガナイ」をいわない支援者になってください』と締めくくりました。

（NPO法人アスク理事長、評価調査者）

家族介護者の皆さん、あなたのため息をはきだしてください。

### 母の看取り

80歳代の頃の母は一人住まいであったが、身体が弱っても訪問介護を中心に介護保険を利用して生活が成り立っていた。その後認知症となったが、他市に住む子どもたちの当番制の介護と小規模多機能サービス（訪問と通所利用）で住みなれた自宅での生活を維持していた。2011年の震災の時は、小規模多機能サービスの通所利用の日で施設にいた。離れている子どもたちが駆けつけることもできなく、その日から泊まりのサービスを利用し、その後併設のグループホーム（以下「GH」とする）に移ることになった。そのGHは、母の部屋から自宅が見えるほど近い場所であった。

昨年97歳となった母は、要介護4にはなっていたが6月位までは比較的安定した状態で、次の目標は100歳と言われるくらい元気だった。母の終末期は、延命措置は行わないこと、GHで終末期を迎えることを希望していた。でも、GHは医療的措置が必要で重度化した場合には対応できないので病院や特養・老健施設へ移ってほしいという考えであった。主治医も24時間対応、往診はできない、食事ができない状態なら入院でしょうという。在宅医療を支える医師も見つからなかった。

9月中頃に胸の痛みを訴え救急車で病院に搬送されたが、入院の必要は無いといわれた。しかし、翌日から3連休でGH側も不安もあり、経過観察でこの間だけ特別室に入院との措置がとられた。

早急に終末期の対応を検討する必要に迫られた。この地域の状況を再度調べると、ガンセンターや離島で看取りの経験豊富な医師が半年前の4月に隣町に訪問診療所を開業したことを偶然見つけた。

そこで訪問診療を利用しGHで看取りができないかGHに相談した。しかし、今の体制では対応できないとの返事であった。地域密着型小規模特別養護老人施設、介護老人保健施設も当たってみたが、それぞれ2～3ヶ月から半年は入居待ちで当面行き場がない状態であった。10月に入り食事の摂取が難しくなり、主治医のもとに母を連れて行き点滴（水分補給程度）が始まる。この状態が一週間ほど続いた。主治医からこの状態で（看取りの段階で）入院できる所はないと言われる。

八方ふさがりであった。再度GHと前述の訪問診療の利用を協議する。GHも訪問診療の受け入れを決断してくれた。数日後の土曜日に訪問診療の医師が来て、診察とGHへの説明を行い、翌週の月曜日から訪問看護も入れることになった。GHへの説明は、点滴や痰の吸引への不安に対し、終末期の患者への点滴はかえって苦痛になること、点滴がなければ痰の吸引も必要がないこと等を丁寧に説明してくれた。不安なことがあればいつでも連絡してくださいと言われ、GH側でも安心したようだった。しかし、母は訪問看護の導入も待たずに、翌日の日曜日に亡くなった。

母は、病院や施設等で点滴に繋がれての延命処置もなく、GHで看取ることができ、穏やかに天命を全うすることができた。亡くなる前日には、子どもや孫達と本人の意識がしっかりしている時に会うことができた。一緒に母の笑顔の写真も撮るなど、実質的にこの日がお別れとなった。

外部評価でGHに行く機会が多いが、GH側の意識、在宅医療を支える医療機関の有無な

どから、終末期の対応は様々である。家族も延命措置を望まない并希望していても、最後は見  
ていられなくなったり、親類戚縁者などから何もしてあげないのかといわれ、結果的に入院と  
いうこともあるようだ。

国は施設から在宅へとの流れを進めているが、実際には地域格差・市町村格差が相当ある。  
今回はたまたま訪問診療を始めた医師がいたが、昨年4月以前なら在宅医療を支える医師は  
この地域では皆無であり、その時はどうなっていたのだろうか。 (MS)

## インフォメーション

ハスカップ・レポート 2016-2018  
まだ変わる！ 介護保険

介護保険 2000-2017  
介護保険 2018

介護保険ホットライン 2017

### ハスカップ・レポート2016-2018

#### 『まだ変わる！ 介護保険』

編集・制作 小竹雅子 市民福祉情報オフィス・ハスカップ 刊  
1部1000円 (10部以上2割引) 2018年2月10日発行

2014年と2017年の介護保険法改正、2018年度介護報酬改定  
について、変更点と課題を厚生労働省資料を基に紹介するとともに、介護  
保険制度がスタートしてからの18年間を整理したレポートです。

また、2月23日～25日に開設した電話相談「介護保険ホットライン」  
(介護保険ホットライン企画委員会)の報告も掲載されています。

大きく変わりつつある制度について、わかりづらいポイントも含めて、情報を共有できる資料です。

★ご希望の方は、市民福祉情報オフィス・ハスカップのホームページ <http://haskap.net/> の連絡  
用フォームに、名前、注文部数、送付先住所を記入のうえ、送信してください。FAXでも申し  
込めます。FAX 03-3303-4739

★2018年度のアスクの総会(5月13日)では、変わる介護保険についての公開学習会を開催  
する予定です。詳細はアスクニュースレターの次号(4月発行予定)をご覧ください。

## 栃木県障害者差別解消推進条例施行2周年記念

### ユニバーサルシアター「さとにきたらええやん」

日雇い労働者の街・釜ヶ崎で38年間続く子どもたちの集いの場  
「こどもの里」の日常と、人情が色濃く残る街の人々の奮闘を描  
く、涙と笑いあふれるドキュメンタリー(監督:重江良樹)

日時: 4月7日(土)

午前 10:00~11:45 上映会  
11:50~12:10 重江監督トークイベント  
午後 14:00~15:45 上映会  
15:50~16:10 重江監督トークイベント

会場: とちぎ福祉プラザ2階第2研修室(宇都宮市若草1-10-6)

参加費: 1000円(18歳以下無料、定員・各60名)

主催: みらい・ともに・すすむ

申込/問合せ: FAX 028-333-1310 sstochigi@gmail.com

090-1838-5625(中田~17時以降)



[www.sato-eeyan.com](http://www.sato-eeyan.com)

## アスクの活動から

### 外部評価・福祉サービス第三者評価活動

評価結果の公表（2018年2月20日現在）

《グループホーム外部評価》WAM NET (<http://www.wam.go.jp/>) に評価結果公表  
レガーロ（那須塩原市）

《福祉サービス第三者評価》とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構 <http://www.tfhs.jp/>  
さくら保育園、わかば保育園、（那須塩原市）、特別養護老人ホーム幸寿苑たかしまの郷（栃木市）  
《社会的養護関係施設》全国社会福祉協議会 <http://www.shakyo-hyouka.net/search/index.php>  
児童養護施設森の風学園（福島県玉川村）、児童養護施設アリスとテレス（野木町）  
児童自立支援施設栃木県那須学園（矢板市）、宇都宮乳児院（宇都宮市）  
児童心理治療施設那須こどもの家（大田原市）

## インフォメーション

### 那須塩原市社会福祉協議会 ボランティアセンター公開講座

「ともに助け合い 支え合い 心豊かに安心して暮らせる那須塩原市をめざして」

日時：3月10日（土）13：30～16：00

会場：いきいきふれあいセンター 多目的ホール（那須塩原市桜町1-5）

- 第1部 講演会 ① 高齢者、みんな互いのサポーターの会（みんサポ）  
② らくらくサポーター  
③ 一般社団法人えんがお

第2部 講師を囲んでの交流会

対象者：どなたでも（定員100名程度） 参加費：無料（要・申込み 3月2日まで）

その他：フードドライブ活動を実施しますのでご協力ください。

家庭にある缶詰やレトルト食品を募り、食料を必要とする方に寄付する活動です。

申込・問合先：TEL 0287-73-0073 FAX 0287-63-3518 福田

### 那須塩原市協働のまちづくり推進協議会 調査研究部会 活動報告と意見交換会

「私たちに出来る協働を考えてみませんか」

日時：3月17日（土）13：30～16：00

会場：いきいきふれあいセンター 大会議室・視聴覚室（那須塩原市桜町1-5）

第1部 《活動報告会》13：30～14：30

- ① 子育て支援の現場から見えてきた課題
- ② 組織間の連携 子ども食堂の開設に向けた一考察
- ③ 協働の事業の見直し（評価）について
- ④ 市民と行政の協働による自治基本条例の制定について

第2部 《意見交換会》14：40～15：30（16：00まで延長可）

対象者：どなたでも（定員80名程度） 参加費：無料（申込み不要）

問合先：那須塩原市協働のまちづくり推進協議会 調査研究部会

部会長 早乙女順子 TEL 090-8874-5622

寄稿  
歓迎

- ◆次号のニュースレターは4月発行予定です。読者からの情報や投稿を歓迎いたします。
- ◆書籍紹介欄に取り上げるのにふさわしい書籍をご紹介下さい。新本、旧本を問いません。1000字程度の紹介文を付けていただくとありがたいです。
- ◆原稿はニュースレター発行元へ、3月末までにメール又はFAXでお送り下さい。